# 横浜市記者発表資料



令和3年4月28日市民局市民情報課

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2349号及び第2350号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会(会長 藤原 静雄)は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2349号では、横浜市教育委員会が行った開示決定及び一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2350号では、横浜市長が行った個人情報非利用停止決定は妥当であると判断しています。

## 1 答申の件名

(1) 「・平成29年度 学校運営セミナー第2回「福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修」に係る旅費等の取扱いに関する通知(平成29年度 教教育第339号)・平成29年度 第2回学校運営セミナー 福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修資料・平成30年度 学校運営セミナー第2回「福島県教員派遣研修」に係る旅費等の取扱いに関する通知(平成30年度 教教育第219号)・経営責任職会議の資料(平成30年6月12日開催)・平成30年度第2回学校運営セミナー 福島県への教員派遣研修の研修資料・福島県への教員派遣研修に係る挨拶(メモ)(平成30年度)」の開示決定及び「・平成29年度 第2回学校運営セミナー 福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修の振り返りレポート・平成29年度 第4回学校運営セミナー 振り返りシート・平成30年度 第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修の振り返りレポート」外10件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2349号】

(2) 「添付した実施機関発行の別紙2記載の1本件開示請求に関連した対応について、を1頁とし、2ページ及び3ページの「・・・基づき非開示とする。」までの全文。」の個人情報 非利用停止決定に対する審査請求についての答申

【答申第2350号】

## 2 諮問までの経過等

答申 番号	開示請求日 (利用停止請求日)	火光元 1 申 打 日		諮問日	請求者	実施機関
2349	令和元年7月8日	令和元年9月6日	令和元年10月4日	令和元年11月1日	個人	横兵市教育委員会
2350	令和元年9月24日	令和元年10月18日	令和元年10月21日	令和元年11月20日	個人	横奸長

# 3 対象行政文書(対象保有個人情報)、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会 の結論
2349	字を付記しているものについては、別表の	開示、一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月 横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第10条 第1項に基づき全部又は一部を開示 (本件審査請求文書を特定して行った開示決定及び一部開 示決定について、他にも対象行政文書があるはずであるという趣旨で審査請求が提起されたもの。) 情報公開条例第7条第2項第2号及び第6号に該当 ・福島県への教員派遣研修の受講者の感想、気づき、大切にしたいこと、反省点等に関する記載部分 (受講者個人の主観や、受講者の自己評価が記載されており、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがある ため。(第2号)) (今後、同種のレポートにおいて、受講者が正確な事実に のみ基づいた記載に終始し、率直な個人の信条や意見が得 られなくなり、福島県への教員派遣研修の運営事業に支障 を及ぼすおそれがあるため。(第6号))	原処分 妥当
2350	「添付した実施機関発行の別紙2記載の 1本件開示請求に関連した対応について、 を1頁とし、2ページ 及び3ページの「・・・」 及び3ページの「と」 は、までの全文。」 (以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報利用停止 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市 条例第6号。以下「個人情報保護条例」という)第46条第 2項に基づき全部を利用停止しない決定 (個人情報保護条例第43条第1項における「自己を本人と する保有個人情報」は、原則として、開示決定に基づき開 示を受けた保有個人情報に限定されている(個人情報保護 条例第34条ところ、請求人は、開示決定に基づく開示を受 けていない保有個人情報について、本件利用停止請求を 行っているため。)	原処分 妥当

# 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2349	《福島県への教員派遣研修に係る事務について》  ア 横浜市では、東日本大震災で被災し避難してきた児童がいじめに遭ったことを重く受け止め、二度とこのようなことが起こらないように、平成29年3月31日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げられている再発防止策(以下「再発防止策」という。)に基づく取組を推進している。 福島県への教員派遣研修は、再発防止策の一環(放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進)として、平成29年度から学校運営セミナー受講者を対象に実施している。  イ 学校運営セミナーは、これからの学校運営を担うことが期待させるミドルリーダーに対し、学校運営に必要な知識・スキルを身に付け、学校運営力を高めながら学校経営につながるリーダーシップやマネジメント力を培うことを目的としている。 学校運営セミナーは、年に5回実施しており、このうち福島県への教員派遣研修は、第

答申 番号

判断の要旨

2回学校運営セミナーで実施している。

- ウ 福島県への教員派遣研修は、東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめの未然防 止のため、放射線等に対する正しい理解を深めること、震災避難者や復興に関わる人々の 想いや取組を理解する学習を進めることができるようにすること、そして、被災を経験し た子どもたちに寄り添う心情を醸成することを目的としている。
- エ 受講者は、感想、気づき、大切にしたいこと、反省点等を文書 2(1) 及び文書 2(3)(以 下「振り返りレポート」という。)に記入し、学校運営セミナーの実施主体である教育委 員会事務局教職員人事部教職員育成課(以下「教職員育成課」という。)に提出する。

教職員育成課では、研修をより充実したものとするため、振り返りレポートに書かれた 率直な意見等を研修の評価資料として、今後の研修計画策定等において活用している。

また、受講者は、研修での学びを生かして、勤務している各学校において「放射線教育 等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進」の実践を行い、教職員育成課では、こ の実践を報告集としてまとめ、横浜市立の全学校に配信することで、再発防止策の取組を 推進している。

### 《本件審査請求文書について》

- ア 本件審査請求文書は、別表1及び別表2のとおりである。
- イ 審査請求人は、①実施機関が対象行政文書として特定しなかった受講者の訪問先である 福島県環境創造センター及び学校での研修内容を記録した文書の開示及び②実施機関が 非開示とした部分のうち、別表2の文書2(1)及び文書2(3)に記載されている受講者の感 想、気づき、大切にしたいこと、反省点等に関する記載部分(以下「本件感想部分」とい う。) の開示を求めている。
- ウーよって、以下①及び②に係る処分の妥当性について判断することとする。

# 《本件審査請求文書の特定について》

- ア 実施機関が、本件開示請求に係る対象行政文書として本件審査請求文書を特定したこと に対して、審査請求人は、受講者の訪問先である福島県環境創造センター及び学校での研 修内容を記録した文書が存在しないことは不当である旨の主張をしている。
- イ そこで、当審査会で令和2年12月23日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点 について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。
  - (ア) 福島県への教員派遣研修の資料としては、文書1(2)及び文書1(5)を使用した。

  - 実施機関の職員も随行したが、訪問先の教員等の発言要旨等は作成していない。 (1) また、録音もしていない。
  - (ウ) 福島県への教員派遣研修においては、受講した教員がどのように感じ、勤務校でど のように実践したかが重要であり、これらの点については、文書2(1)、文書2(3)、 文書7(2)及び文書11によって把握できている。
  - (エ) 訪問先の講師等からも発言要旨等を受領していない。
  - (オ) よって、訪問先の講師等の発言要旨等を作成する必要はなく、作成しておらず、保 有もしていない。
- ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

福島県への教員派遣研修においては、講師がどのような発言をしたかではなく、受講し た教員がどのように感じたかが重要であるとの実施機関の説明は首肯できるものであり、 実施機関が研修講師の発言要旨等を作成する必要性は乏しいものと考えられる。

受講した教員がどのように感じどう実践したのかは、文書2(1)、文書2(3)、文書7(2) 及び文書11によって確認できるので、研修の効果を測る資料として不足があるとはいえな

よって、実施機関の説明に不自然な点はない。ほかに文書の存在を推認させる特段の事 情も認められず、受講者の訪問先である福島県環境創造センター及び学校での研修内容を 記録した文書を保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

2349

答申番号

判断の要旨

エ 以上から、実施機関が、対象行政文書として本件審査請求文書を特定したことは、妥当である。

### 《本件感想部分の条例第7条第2項第6号柱書の該当性について》

- ア 条例第7条第2項第6号柱書でいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であると解される。
- イ 本件感想部分について、実施機関は、開示することにより、今後、同種のレポートにおいて、正確な事実にのみ基づいた記載に終始し、率直な個人の信条や意見が得られないおそれがあり、福島県への教員派遣研修の運営事業に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした旨主張している。
- ウ これらの点について、当審査会で令和2年12月23日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。
  - (ア) 受講者は、研修受講後すぐに振り返りレポートを作成することで、自身の思想、信 条、感想、気づき、大切にしたいこと、反省点等を振り返り整理することで学びの定 着を図り、福島から避難している児童への対応を含め、学校での教育に生かしている。 また、実施機関に対し良かった内容、改善策、要望等を伝えることになる。
  - (イ) 実施機関は、受講者の率直な考えや意見が書かれた振り返りレポートを確認し、研修の効果を把握し、改善点があれば今後の研修に反映させる。

また、研修受講時の受講者の様子や振り返りレポートの内容から、支援等が必要な場合には個別の対応を検討することがある。例えば、内容について理解できていない場合や、勤務校での還元策をイメージできていない場合であれば、支援を考え、逆に、参考になる還元策を記載している場合には、当該校へ取材に行くなどの対応をすることがある。

(ウ) 福島県への教員派遣研修は、教員自身が福島の現地の姿に触れて、自分の人生を含めて考えるような内容になっており、涙を流す教員もいる。

本件感想部分が開示されることになれば、受講者は、SNS等で広く情報が拡散されることをおそれ、SNS等で公開されても受講者自身が批判を受けることがない程度の簡単な感想等のみしか記載しない可能性がある。更には研修参加者自体も減るかもしれない。

そうなると、受講した教員が後日自分で読み返し活用する際の資料として不十分な ものになり、勤務校での放射線に関する教育や被災地理解を進める教育に支障が生じる。

2349

(エ) 教職員育成課は、受講者の率直な考えや意見を得られなくなり、ひいては研修実施の効果を正確に把握することができなくなる。

そのため、個別の支援・フォローや、優れた内容の発信といった活用をする機会も 失われ、次に行う研修を受講者のニーズに合わせて変えるなどの対応も不可能となっ てしまう。

- (オ) これらの支障は、福島県への教員派遣研修だけでなく、実施機関が行う数多くの研修にも同様に該当するため、開示をする場合の影響はかなり大きなものとなる。
- エ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

当審査会で、本件感想部分を見分したところ、当該部分には、受講者が研修を受けて気を付けたいことや大切にしたいこと、福島での講師の話を聞いた感想、福島での児童生徒たちの様子、東日本大震災や原子力発電所の事故に関する感想、災害時の避難方法、研修で学んだことを今後どのように活用するか等が記載されていることが確認できた。

これらの記載は、単なる研修内容の良し悪しや今後の要望といった客観的・事務的な報告といった内容ではなく、個人的な知識、経験、考え等に基づいた感想や見解が率直に記載されていることが認められた。

一般に、このような感想等は、様々な経験や見識を有する個人の見解が自由かつ率直に述べられなければあまり意味がないと考えられる。

特に、福島県への教員派遣研修は、上記《福島県への教員派遣研修に係る事務について》 ウのとおり、単に技術や知識を習得するだけではなく、福島の人たちから直接話を聞き、

答申番号

#### 判断の要旨

福島の人の思いや置かれている状況を理解し、教育に活用するというもので、受講者の価値観や心情にまで影響を与えるものとなっているため、研修後に率直な感想等を記載することが一層重要と考えられる。

すなわち、研修を受講した教員としては、受講の感想を率直に記録することで、福島の 状況に対する心情の形成や記憶の定着に役立ち、後に振り返るときに福島のことを鮮明に 思い起こすことができるので、児童生徒に対して放射線に関する教育や被災地理解を進め る教育をより説得力を持って行うことができるようになる。一方、教職員育成課としても、 研修の効果や課題等を正確に把握することができるので、教員に対する個別の支援等にも 的確に対応できるようになる。

にもかかわらず、このような感想等をそのまま開示することになると、受講者は、批判 や反論等をおそれ、自由かつ率直な感想や意見を書くことを避け、当たり障りのない事務 的な内容しか記載しなくなることが想定できる。

そうなれば、研修を受講した教員にとっては、後に振り返る際に確認できる情報が乏しくなることで、児童生徒に対して説得力のある説明が困難となり、また、教職員育成課としても、受講者からの正確な情報の収集が阻害されることで、個別の支援等の対応をする機会が失われ、次回研修に向けての改善策の検討も不可能となってしまう。

さらに、これらの支障は、教職員育成課のみでなく実施機関で行う様々な研修にも同様に該当することであり、その影響は、実施機関全体の事業に波及する可能性も否定できない。

したがって、本件感想部分を開示すると、今後、実施機関が研修受講者の率直な感想や 意見等をレポート等によって求めるという手法が十分に活用し得なくなる可能性があり、 そのことによって福島県への教員派遣研修の遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

なお、仮に作成者の所属校名及び氏名を非開示としても筆跡や記述の内容自体から作成者個人が推測される可能性があり、その結果として、受講者の自由かつ率直な意見の収集が阻害される可能性は否定できない。

オ よって、実施機関の説明は妥当であり、本件感想部分は、条例第7条第2項第6号柱書 に該当する。

#### 《付言》

本答申においては、本件感想部分をそのままの形で開示することは、今後の福島県への 教員派遣研修に支障が生じ、条例第7条第2項第6号柱書に該当すると判断したところで ある。

2349

しかし、東日本大震災で被災し避難してきた児童がいじめに遭った問題に対する社会的 関心は高く、実施機関は、再発防止策の一環として、福島県への教員派遣研修を開始し、 その情報については報道機関へも情報提供を行っている。これは、実施機関としても、当 該研修の社会的意義の高さを認識しているためと考えられ、そうであれば、当審査会とし ては、当該研修受講者の様々な感想や意見について、今後、実施機関が研修受講者の主な 感想や意見等を個人が特定されない形でとりまとめるなど、可能な限り多くの情報を市民 等に提供するように措置を講ずることが望ましいと考える。

#### (別表1)

番号	行政文書				
文書 1(1)	平成29年度 学校運営セミナー第2回「福島県環境創造センター及び学校への 教員派遣研修」に係る旅費等の取扱いに関する通知(平成29年度 教教育第339 号)				
文書 1(2)	平成 29 年度 第 2 回学校運営セミナー 福島県環境創造センター及び学校への 教員派遣研修資料				
文書 1(3)	平成30年度 学校運営セミナー第2回「福島県教員派遣研修」に係る旅費等の 取扱いに関する通知(平成30年度 教教育第219号)				

答申 番号	判断の要旨						
	文書 1(4)	経営責任職会議の資料(平成 30 年 6 月 12 日開催)					
	文書 1(5)	平成30年度 第2回学校運営セミナー 福島県への教員派遣研修の研修資料					
	文書 1(6)	福島県への教員派遣研修に係る挨拶 (メモ) (平成30年度)					
	(別表2)						
	番号	行政文書					
	文書 2(1)	平成29年度 第2回学校運営セミナー 福島県環境創造センター及び学校への 教員派遣研修の振り返りレポート					
	文書 2(2)	平成29年度 第4回学校運営セミナー 振り返りシート					
	文書 2(3)	平成30年度 第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修の振り返りレポート					
	文書 3(1)	平成 29 年度 学校運営セミナーに係る実施内容の変更及び募集通知 (平成 29 年 度 教教育第 100 号)					
	文書 3(2)	平成 29 年度 第 2 回学校運営セミナー「福島県環境創造センター及び学校への派遣研修」の実施について(平成 29 年度 教教育第 221 号)					
	文書 3(3)	平成 29 年度 第 2 回学校運営セミナー「福島県環境創造センター及び学校への派遣研修」の講師の依頼(平成 29 年度 教教育第 298 号)					
	文書 3(4)	第4回学校運営セミナー開催について(平成29年度 教教育第563号)					
	文書 3(5)	平成 30 年度 学校運営セミナーの実施について (平成 29 年度 教教育第 1190号)					
2349	文書 3(6)	全体指導主事会議資料(平成29年5月15日開催)					
	文書 3(7)	平成30年度 第2回 学校運営セミナー「福島県への教員派遣研修」の実施に ついて(平成30年度 教教育第238号)					
	文書 3(8)	平成30年度 第5回学校運営セミナーの開催について(平成30年度 教教育第918号)					
	文書 4(1)	学校運営セミナーにおける福島県内施設視察のためのタクシー借上げ(平成 29 年度 教教育第 1054 号)					
	文書 4(2)	第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修におけるバスの借上げ(平成30年 度 教教育第180号)					
	文書 4(3)	第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修における事前打合せのためのタク シー借上げ(平成30年度 教教育第188号)					
	文書 4(4)	第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修における施設訪問のためのタクシー借上げ(平成30年度 教教育第370号)					
	文書 5(1)	平成 29 年度 学校運営セミナー バスの借上げの支出 (平成 29 年度 教教育第 422 号)					

答申 番号		判断の要旨
	文書 5(2)	学校運営セミナーに係るタクシー借上げの支出(平成29年度 教教育第1089号)
	文書 5(3)	第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修における事前打合せのためのタク シー借上げの支出(平成30年度 教教育第263号)
	文書 5(4)	第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修におけるバスの借上げの支出 (平成 30年度 教教育第316号)
	文書 5(5)	第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修における施設訪問のためのタク シー借上げの支出(平成30年度 教教育第460号)
	文書 6	平成 31 年度学校運営セミナー 福島教員派遣研修に係る大型バスの借上げ(平成 30 年度 教教育第 1037 号)
	文書 7(1)	平成 29 年度 「福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修」活用事 例
	文書 7(2)	平成30年度 学校運営セミナー 「福島県への教員派遣研修」における実施報告書について(平成30年度 教育第1245号)
	文書 8	平成 29 年度 学校運営セミナー バスの借上げ(平成 29 年度 教教育第 174 号)
	文書 9	平成29年度 福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修事前調整シミュレーション
	文書 10	平成 29 年度 福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修シミュレーション
2349	文書 11	「福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修」を生かした実践事例の 報告について(平成29年度 教教育第1204号)
	文書 12	平成 29 年度 第 2 回学校運営セミナー「福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修」の活用実践の提出について (平成 29 年度 教教育第 1028 号)

# 《本件保有個人情報について》

本件保有個人情報は、旭区白根の特定番地の民地(以下「土地A」という。)地先の道路 判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書又は保有個人情 報を対象とする開示請求及び本人開示請求(以下「土地Aに関連する文書に対する開示請求 2350 等」という。) について、権利の濫用に該当するため非開示とした決定通知書の別紙である。 本件保有個人情報には、土地Aに関連する文書に対する開示請求等が権利の濫用に該当する 理由が記載されている。実施機関では、平成31年1月4日以降、本件保有個人情報と同様の 書面を土地Aに関連する文書に対する開示請求等に係る決定通知書の別紙として使用して いる。

### 《本件処分について》

本件処分は、審査請求人が行った本件保有個人情報の利用停止請求に対し、本件保有個人 情報は開示決定に基づき開示を受けたものでなく条例第43条第1項に規定する要件を満た していないとして、実施機関が、非利用停止としたものである。

## 《個人情報利用停止請求について》

実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるとき、すなわち、第43条第1項第1号

答申 判断の要旨 番号 又は第2号に該当するときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利 用停止をしなければならないものとされている。 また、条例第43条第1項でいう「自己を本人とする保有個人情報」は第34条第1項で一 定範囲のものに限定されている。 当審査会では以上を踏まえ、次のとおり判断する。 当審査会が本件請求に係る利用停止請求書を見分したところ、開示を受けた日の記 載はなされていなかった。実施機関によれば、審査請求人に対して本件保有個人情報 に係る開示等決定を行った事実がないことを本件処分時に確認しているとのことで あった。 実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関 がどのような決定を行ったかについては、市民情報センターに配架されている「横浜 市の情報公開と個人情報保護 行政文書開示等の運用状況報告書 資料編」(以下「運 用状況報告書」という。) により確認できる。 そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、本件保有個人情報と 同様の書面が土地Aに関連する文書に対する開示請求等に係る決定通知書の別紙とし て使用された平成31年1月4日から本件請求日である令和元年9月24日までの間に開 示等決定を受けた個人情報本人開示請求を平成30年度及び令和元年度の運用状況報告 書により確認したところ、本件保有個人情報に係る開示等決定がなされたことは確認 できなかった。 したがって、審査請求人は本件保有個人情報について条例に基づく個人情報本人開 示請求を行っておらず、本件請求は、条例第34条第1項第1号に定める開示決定に基 づき開示を受けた保有個人情報に対して行われたものではないという実施機関の主張 は是認できる。 (イ) また、本件請求については、条例第34条第1項第2号に規定する他の法令等の規定 により開示を受けたものに対して行われたものであるとも認められない。 したがって、本件保有個人情報は利用停止請求が認められる「自己を本人とする保 有個人情報」とは認められず、本件請求については条例第43条第1項に規定する要件 を満たしていないことから、実施機関が本件保有個人情報を非利用停止とした決定は 是認できる。 なお、審査請求人は、審査請求書において、実施機関が補正手続を経ずに本件請求を非

2350

- ウ なお、審査請求人は、審査請求書において、実施機関が補正手続を経ずに本件請求を非利用停止決定したことは条例に反する旨の主張をしているが、条例第44条第3項によれば補正手続は義務付けられているものではないと解される。さらに言えば、そもそも、本件請求は、上記のとおり、条例第43条第1項に規定する要件を満たしていないため、非利用停止としたのであって、本件利用停止請求書に形式上の不備があったことを理由とするものではない。よって、審査請求人の主張を採用することはできない。
- エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではな い。
- ※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html

## 5 条例(抜粋)

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

### (行政文書の開示義務)

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

- (2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ る情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人 等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付 すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を 困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法 人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### 横浜市個人情報の保護に関する条例

### (訂正請求権)

- 第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

(第2項及び第3項省略)

#### (利用停止請求権)

- 第43条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供 の停止

(第2項及び第3項省略)

### (利用停止請求の手続)

第44条 (第1項及び第2項省略)

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者 (以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがで きる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供 するよう努めなければならない。

## (利用停止請求に対する決定等)

第46条 (第1項省略)

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

	お問合	せ先		
市民局市民情報課長	小林	且典	Tel 045-671-3881	